

消防危第 100 号  
平成 6 年 11 月 28 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の 施行について(通知)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 6 年自治省令第 43 号)及び化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校を定める件(平成 6 年消防庁告示第 8 号)が、本日公布され、平成 7 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、消防法の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 37 号)により甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る都道府県知事の認定制度が廃止され、自治省令で定めることとされたことに基づき、甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する者を定めることをその内容とするものである。

貴職におかれては、本日付け消防庁長官通知「甲種危険物取扱者試験の受験に係る運用基準について」及び下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないように配慮されたい。

なお、本通達中においては、改正後の省令等について、次のとおり略称を用いたので承知されたい。

危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)…規則

化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校を定める件(平成 6 年消防庁告示第 8 号)…告示

### 記

「学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者」に準ずるものとして以下の者を定めたこと(規則第 53 条の 2 関係)。

1 旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校その他消防庁長官が定める学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者(規則第 53 条の 2 第 1 号関係)

学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校以外の一定の学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者についても、受験資格を認めることとしたこと。具体的には、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校のほか、防衛大学校など告示第 1 号に定めた。

2 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は大学院において化学に関する授業科目を通算して15単位以上修得した者(規則第53条の2第2号関係)

学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は大学院において化学に関する授業科目を通算して15単位以上修得した者は、相当程度広範な化学に関する知識を有すると認められるので、これらの者について受験資格を認めることとしたこと。

3 旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校その他消防庁長官が定める学校において化学に関する授業科目を15単位以上修得した者(同条第3号関係)

1に規定する学校等において化学に関する授業科目を15単位以上修得した者についても、2と同様に受験資格を認めることとしたこと。なお、ここで規定されている学校は設置基準がないため、単位数の計算方法についても併せて規定したものである。

4 1～3のほか次に掲げる者を定めたこと(規則第53条の2第4号から第6号関係)。

(1) 修士又は博士の学位を授与された者で、化学に関する事項を専攻したもの

(2) 専門学校卒業程度検定試験に合格した者(一定の学科に合格した者に限る。)

(3) 工業の教科について高等学校の教員の普通免許状を授与された者で、教科に関する専攻科目が化学に関するものであるもの